

公益財団法人横浜市建築保全公社就業規程（抜粋）

（勤務を要しない日及び休日）

第 27 条 日曜日、土曜日は勤務を要しない日とする。

2 次の各号に定める日は、休日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 1 月 1 日（日曜日に当たる場合に限る。）、1 月 2 日（月曜日に当たる場合を除く。）、
1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日